

7) 陸域生態系（ハナサキガエル類）

(1) 事後調査を行うこととした理由

ハナサキガエル類は、産卵場、幼生の生息場所の消失、成体の生息環境の消失の代償措置として近隣好適地への移動、ビオトープの創出を実施するが、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であることから、事後調査を行う。

(2) 事後調査の項目及び手法

事後調査の項目及び手法は以下のとおりである。

項目	移動地でのハナサキガエル類の生息確認 移動地でのハナサキガエル類の繁殖行動の確認
調査地点・範囲	移動地である近隣好適地及びビオトープの創出場所
調査時期等	工事の実施及び飛行場の施設の供用後3～5年程度。 調査時期はハナサキガエル2種の繁殖期を考慮して、11、12、2、3、4、5月の年6回とする。
調査方法	「第5回自然環境基礎調査要綱生態系総合モニタリング調査（環境庁）」に準拠した方法により、移動地で日中及び夜間に踏査し、ハナサキガエル類成体の目視確認または鳴声を確認し、生息の有無を判別する。また、繁殖行動においては繁殖期に産卵状況及び幼生の有無を確認する。

(3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

事後調査委員会（仮称）を設置し、指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る。